

## 公共サービス改革基本方針(平成18年12月22日閣議決定)別表(抜粋)

## 8. 徴収関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省
(1) 地方税徴収業務に関する措置	○ 地方税の徴収業務について、平成18年度中に先進的な取り組み事例を地方公共団体に周知するなど、ノウハウを有する民間事業者の更なる活用を推進する。	総務省
(2) 国民健康保険料等の徴収業務に関する措置	○ 地方公共団体において実施する国民健康保険料等の徴収業務のうち、電話、文書、滞納者宅への訪問による自主的納付の勧奨について、各地方公共団体の判断に基づく民間事業者への委託が円滑かつ適切に実施できるようにするため、平成18年度中に必要な措置を講じる。	厚生労働省
(3) 公金の徴収業務に係る民間事業者の活用の在り方の検討	○ 公金の徴収業務に係る民間事業者の活用の在り方について、早急に検討する。	内閣府及び関係府省